

# 介護老人保健施設 あさいケアセンター 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人静和会が運営する介護老人保健施設あさいケアセンター（以下「当事業所」という。）において実施する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通所が困難な利用者に対して行うものとする。

3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

5 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対して、研修を実施する等措置を講じるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1 名称 医療法人静和会 介護老人保健施設 あさいケアセンター

2 所在地 千葉県東金市家徳157-1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1		通所・入所と兼務
理学療法士	理学療法士	2		通所・入所と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士・作業療法士および言語聴覚士

理学療法士、作業療法士および言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時00分から午後5時30分

(事業の内容)

第7条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町及び茂原市とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。

(緊急時における対応方法)

第10条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止等)

第14条 当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に挙げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる

- ものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の為の指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - (4) 前3号の掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 当事業所は感染症や非常災害の発生時において利用者に対して訪問リハビリテーション・介護予防リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理)

- 第16条 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の為の指針(別紙)を定め必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当事業所における感染症に予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事が出来る物とする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 当事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修訓練を定期的実施する。

(職員の質の確保)

- 第17条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(その他運営に関する留意事項)

- 第18条 施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 6カ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人静和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この運営規程を一部改正し、令和 6年 6月 1日から施行する。